

防災協定井戸の指定等に関する要綱

2023文総防第7号令和5年4月3日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において、区民の生活用水として井戸水を確保するため、防災協定井戸の指定及び維持管理並びにポンプの設置等（新たに防災協定井戸にポンプを設置し、又は経年劣化等によりポンプ本体を交換することをいう。以下同じ。）に要する費用に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(防災協定井戸の要件)

第2条 防災協定井戸は、手動式ポンプ井戸、電動式ポンプ井戸その他区長が災害時の生活用水の確保のため有効であると認める井戸であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 区の区域内にあること。
- (2) 日常使用していること。
- (3) 地域住民が利用しやすい場所にあること。

(指定)

第3条 区長は、井戸を防災協定井戸として指定しようとするときは、承諾書（別記様式第1号）により、当該井戸の所有者の承諾を得るものとする。

- 2 区長は、前項の規定により所有者の承諾を得たときは、当該所有者に対して防災協定井戸指定通知書（別記様式第2号）及び標示板を交付する。
- 3 防災協定井戸に係る土地の相続、売買等により、防災協定井戸の所有者に変更が生じた場合において、新たに所有者となった者が引き続き防災協定井戸としての指定を承諾するときは、当該所有者は、防災協定井戸所有者名義変更届出書（別記様式第3号）を区長に提出するものとする。

(所有者への要請)

第4条 所有者は、前条第2項の規定により交付した標示板を見やすい箇所に掲示するものとし、災害時には生活用水を区民等へ提供するものとする。

(維持管理)

第5条 所有者は、防災協定井戸及びポンプの作動等に係る日常点検並びに周囲の状況に係る確認を行うものとする。

- 2 所有者は、防災協定井戸のポンプ等の故障により、災害時の生活用水の確保に支障がある場合は、防災協定井戸修理依頼書（別記様式第4号）により、区長に対し、修理の依頼を行うことができる。
- 3 区長は、前項の規定による依頼があったときは、現地を確認して、区による修理の実施の可否を決定し、防災協定井戸修理実施承認・不承認通知書（別記様式第5号）により、所有者に通知するものとする。

4 区長は、前項の規定により修理の実施を承認したときは、区の負担において、当該防災協定井戸の修理を行う。

(指定解除)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災協定井戸の指定を解除することができる。

- (1) 所有者から防災協定井戸指定解除申出書（別記様式第6号）による解除の申出があったとき。
- (2) 所有者に変更が生じた日から3か月以内に第3条第3項の規定による新たに所有者となった者からの防災協定井戸所有者名義変更届出書の提出がないとき。
- (3) 前2号のほか、防災協定井戸が第2条に規定する要件に該当しなくなったこと又は井戸が廃止されたことを区が確認したとき。

2 区長は、前項の規定により指定を解除したときは、防災協定井戸指定解除通知書（別記様式第7号）により、指定を解除した旨を通知するものとする。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、当該通知を省略することができる。

(ポンプの設置等に係る助成)

第7条 区長は、防災協定井戸について所有者がポンプの設置等を行う場合は、助成金を交付することができる。

(助成対象者)

第8条 助成金の交付を受けることができる者は、防災協定井戸の所有者とする。

(助成対象経費)

第9条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、ポンプの設置等に係る工事（以下「工事」という。）に要した経費とする。

(助成金の額等)

第10条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額とする。ただし、一回の工事につき30万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

2 助成金の交付は、第12条の規定により助成金の交付の決定を受けた日の属する年度から起算して5年度の間において1回を限度とする。

(交付申請)

第11条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事の実施前に、防災協定井戸ポンプ設置等工事助成金交付申請書（別記様式第8号）に必要な書類を添えて区長に申請しなければならない。

(交付決定)

第12条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成金の交付の可否を決定し、防災協定井戸ポンプ設置等工事助成金交付・不交付決定通知書（別

記様式第9号)により、申請者へ通知するものとする。

(変更交付申請)

第13条 前条の規定により助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定後の事情の変更等により、第11条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに防災協定井戸ポンプ設置等工事助成金変更交付申請書(別記様式第10号)に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査して変更の可否について決定し、防災協定井戸ポンプ設置等工事助成金変更承認・不承認通知書(別記様式第11号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、工事の完了後、速やかに防災協定井戸ポンプ設置等工事实績報告書(別記様式第12号。以下「報告書」という。)を区長に提出しなければならない。

(額の確定)

第15条 区長は、前条の規定により提出された報告書の内容審査及び現場確認により、工事が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定者に対し、防災協定井戸ポンプ設置等工事助成金交付額確定通知書(別記様式第13号)により通知するものとする。

(助成金の交付手続)

第16条 交付決定者は、前条の規定により助成金の額の確定の通知を受けたときは、防災協定井戸ポンプ設置等工事助成金請求書(別記様式第14号)により区長に請求するものとし、区長は、当該請求に基づき助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第17条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書(別記様式第15号)により交付決定者に通知するものとする。

(返還)

第18条 区長は、前条第1項の規定により交付決定を全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(廃止の制限)

第19条 助成金の交付を受けた所有者は、助成金の交付を受けた日の属する年度の末日から5年を経過するまでは、区長の承認を受けずに当該井戸を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃止（解体又は撤去を含む。）することはできない。

(通則)

第20条 助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）の定めるところによる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、防災協定井戸の指定及び維持管理並びに助成金の交付に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年10月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に「区民の飲料水確保のための協定」を結んでいる井戸については、この要綱の施行の日において、この要綱による防災協定井戸とみなす。

付 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に「災害時における井戸水の確保に関する要綱」により防災協定井戸として指定している井戸については、この要綱の施行の日において、この要綱による防災協定井戸とみなす。